

資料 2 - 2

ホンモロコ産卵保護にかかる採捕の規制についての委員会指示（案）

滋賀県内水面漁場管理委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項および第 171 条第 4 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 4 年 月 日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英志

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をしてはならない。ただし、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 46 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者については、この限りでない。

1 禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域

東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域

近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域

2 禁止期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで